
監 査 委 員

27年監査公表第8号

平成25年度、平成24年度、平成23年度、平成22年度及び平成12年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 7月14日

京都府監査委員	菅 谷	寛 志
同	渡 辺	邦 子
同	村 山	佳 也
同	井 上	元

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
人材育成機関の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 職業能力開発施策</p> <p>(1) 本部組織の設置 間接経費等を削減し合理化を図るとともに、産業界等との連携の強化等を図るため高等技術専門校の統合やいわゆる本部組織を設置する等の方法が考えられる。ただ、各校が個々の事案に対して柔軟かつ機動的に意思決定出来ないことが無いよう十分に留意が必要である。 現状においては、各校の連携が十分ではないと思われる。また、各校がいわゆる部分最適を図っているため、京都府としての全体最適による高等技術専門校の効率的運営ができていない。組織を整備し責任と権限を明確にしたうえで、京都高技専に本部組織を設置し、全体最適を図るべき事項については統一的に管理運営させる必要がある。 (報告書101ページ) ※公報も同一ページ(以下同じ。)</p>	<p>(京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校) 5校の連携については、これまでから、校長会議・副校長会議・訓練課長連絡会議において、情報共有・課題協議等を綿密に行うとともに、全体最適を図るべき事項については、本庁の人づくり推進課においてマネジメントを行っている。 そうした中で、平成26年度から、京都府産業人材育成委員会において、高等技術専門校のあり方の検討とあわせて、効率的な校の運営体制についても協議・検討している。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 高等技術専門校の運営状況の評価・検証 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構における協議会の設置やその運用を参考にし、京都府における高等技術専門校の運営状況の評価・検証するための制度(評価委員会の設置等)を検討するか、若しくは現在の「人材育成委員会」の機能を強化しその役割を担わせる必要がある。客観的な分析数値がない状況では訓練内容の適正性を評価・検証しようがなく、効果的・効率的な訓練校の運営は不可能と考える。 毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、京都府の地域ニーズを把握し訓練内容に反映させる仕組みや民間との重複訓練がないことを検証する仕組み等を導入し、いわゆるPDCAのサイクルを廻す必要がある。 (報告書101～102ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校) 平成27年2月から、京都府産業人材育成委員会に北部地域の企業や障害者雇用に積極的な企業等の代表者にも参画いただき、委員メンバーを充実するとともに、企業が求める公的職業訓練ニーズなど各種データをもとに、訓練計画や業務実績など運営状況の評価・検証を行い、各訓練機関の訓練メニューの見直しに反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 農業大学校、林業大学校、看護学校の運営状況の評価・検証 農業大学校、林業大学校、看護学校について、上記(2)の高等技術専門校と同様に運営状況の評価・検証する仕組みがない。また、客観的な種々の数値目標や評価分析すべき数値が明確になっておらず、各校の設置目標が達成されているか否か、訓練内容が目標に対して適正かどうか、費用対効果を考慮し効率的に運営されているか等を評価しようがない。 毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、各訓練校が目標とする人材育成がなされ京都府の農業、林業、看護に貢献する人材を効果的・効率的に輩出したか等を評価・検証する仕組み等を導入し、いわゆるPDCAのサイクルを廻す必要がある。 (報告書102ページ)</p>	<p>(看護学校) 平成26年度の北部地域看護師確保のあり方懇談会で確認された府北部地域を中心とした看護師養成施設としての目的達成のため、平成27年度に設置予定の北部看護師確保対策協議会において、目標や評価・検証の仕組みを検討する。 ----- (農業大学校) 平成26年度、農業人材育成の評価基準として、農業大学校の運営方針で就農者数・就農率の目標設定を行うとともに、卒業生の就業後の状況をフォローアップすることにより、運営状況の評価・検証する仕組みを構築した。 (林業大学校) 平成26年春、初めての卒業生を輩出し、卒業生の就業状況を卒業後5年間、年2回把握することとし、就業率・定着率等のデータを蓄積し、卒業生の意見をカリキュラ</p>	<p>改善中 ----- 措置済み</p>

	<p>ム検討にフィードバックする仕組みを構築した。</p>	
<p>2 各人材育成機関の状況</p> <p>(1) 京都高技専・福知山高技専の定員充足率</p> <p>京都高技専および福知山高技専では定員充足率が目標の100%に達していない。充足率が満たされないのは、訓練科目および内容が、職業能力開発が必要な人の訓練受講ニーズに対応していないか、府産業の人材ニーズに対応していない、もしくは訓練科目自体はそれらに対応しているが、高等技術専門校という職業訓練校のあり方自体にミスマッチが生じている、などが考えられる。充足率達成のため、原因追及を継続的に行い、早急に対応策を取る必要がある。 (報告書153ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校、福知山高等技術専門校)</p> <p>平成27年度、京都府産業人材育成委員会において、高等技術専門校のあり方の検討とあわせて、訓練科目及び内容について、訓練受講ニーズに応えたものとなるように検証し、見直すこととしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 障害者訓練</p> <p>民間との競合がないからこそ、企業ニーズや障害者のニーズを把握し訓練内容に反映するよう努める必要がある。</p> <p>また、施設内訓練と委託訓練の訓練内容や訓練期間が重複していないかを常に見直す必要がある。特に、施設内訓練は京都障害者高技専が、委託訓練は京都高技専が担当しているが、京都障害者高技専の施設内訓練で得た知識やノウハウを委託訓練の計画作成に反映できるよう、十分連携を図るとともに、組織のあり方についても検討する必要がある。 (報告書153ページ)</p>	<p>(京都障害者高等技術専門校)</p> <p>平成26年度から、京都障害者高等技術専門校長が「京都高等技術専門校求職者訓練(障害者)業務委託に係る意見聴取会議」(プロポーザル提案の審査)に委員として参画し、両訓練の棲み分けを行うとともに、施設内訓練のノウハウ等を活用するなど連携を図っている。</p> <p>また、組織のあり方については、平成26年度から、京都府産業人材育成委員会において、検討を開始した。</p>	<p>改善中</p>
<p>(3) 農業大学校本科生卒業生の就農・就業率</p> <p>農学科の卒業生に対する新規就農・就業者数割合は、直近5ヵ年で63%である。特に農学科は、農業の中核的担い手育成のため相応の支出と実践的な教育カリキュラムを組んでいることを踏まえると就農・就業率を高めていけるよう原因究明と改善のための具体的な施策が求められており、その実施結果と効果を検証する仕組みが必要である。 (報告書153ページ)</p>	<p>(農業大学校)</p> <p>平成26年度に就農・就業率を高める教育計画として、経営的視点を重視した実践的なプロジェクトを検討し、平成27年度から、経営分析の視点を取り入れた実習日誌による教育指導や就農意欲をより向上させるための「キャリアデザイン」授業の新設など具体的な施策を実施するとともに、就農・就業率を把握し、卒業生の就業後の状況をフォローアップすることにより、効果を検証する仕組みを構築した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 農業大学校の指導員の短期ローテーション</p> <p>農業大学校の指導員(京都府職員)は、およそ4～6年で異動する。このように短い勤務期間となるのは、ローテーションによるものであると考えられるが、農業の担い手を育てる教育・指導のプロ育成の環境を整備する必要がある。</p> <p>農業大学校において、京都府の農業を担う中核的な農業者を育成するのならば、長期的な視野を持った教育・指導体制を構築しなければならない。 (報告書153から154ページまで)</p>	<p>(農業大学校)</p> <p>指導員の異動については、専門性の向上に考慮しながら、マンネリ排除と広い視野の人材を育成する観点から、5年を一つの目安としている。</p> <p>平成26年度から、国指定の高度農業経営者教育機関が行う研修へ職員を派遣する仕組みを構築するとともに、実習や授業科目の全てのシラバス(教育方針、目標、内容、評価方法)を作成し、教員の質向上とノウハウの蓄積・継承を可能とする環境整備に努めている。</p>	<p>改善中</p>

<p>(5) 林業大学校が果たす役割と費用対効果</p> <p>林業大学校では、即戦力として技術から経営まで、これからの林業をけん引する人材を育成するという重要な役割を担っている。従って、京都府の目標である新規就労者年間50人達成に寄与するべく、京都府の林業全体の活性化・農山村の振興政策とともに、林業大学校の本科卒業生がより多く川上へ就職できるような具体的な方策を講じる必要がある。</p> <p>また、費用対効果を具体的に測定し、これからの目標の裏付けとすることが必要であると考ええる。 (報告書154ページ)</p>	<p>(林業大学校)</p> <p>平成26年春、初めての卒業生を輩出した。卒業生の雇用主に調査を行い、業界が求める人材像の確認と、その育成のためのカリキュラムを検討した。</p> <p>若者が夢を持って林業に就業し、意欲と誇りを持って働き続けることができるよう、「林業の星」制度(ステップアップ研修と資格体系)を平成27年度創設に向けて検討中であるが、個人の技術を客観的に評価できる同制度により、出来高制の給与体系から技能に応じたものとなるよう、雇用の環境改善を図り、府内の川上産業への就業の誘導や定着率の向上を目標とし、事業効果を測定することとする。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>3 授業料等</p> <p>(1) 授業料の収納方法</p> <p>現在、看護学校を除くすべての人材育成機関では、授業料の収納方法は振込のみになっている。これは、現金収納を無くすことにより現金の紛失・盗難のリスクがなくなり、また、現金収納に伴う事務作業が不要となり事務の省力化が図れるという二つの観点からの措置であると考えられる。</p> <p>看護学校でも、近隣に金融機関が少ないという事情があるとしても、上記二つの観点及びインターネット等により振込環境が変化していることを考慮すると、現金収納を極力減らし振込のみの対応を検討すべき時期に来ているといえる。 (報告書170ページ)</p>	<p>(看護学校)</p> <p>平成27年度から、郵便局での振込を可能にし、京都府の全ての指定金融機関等からの振込みが可能となった。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(2) 授業料の適正額</p> <p>一定の産業の育成や特定の業務に従事する人材を養成し輩出するという目的をもって設立された農業大学校、林業大学校及び看護学校については、卒業生の進路がその目的にそぐわない場合には、府にとっては徒に教育訓練コストがかかるだけで政策目的が達成されないことになる。したがって、これらの人材育成機関については原則として相応の授業料を徴収すべきであり、政策目的に合致した場合に貸与修学資金の返還免除等の措置で優遇すべきであると考ええる。</p> <p>そして適正な金額を検討する際には、立地条件や優秀な学生確保の必要性などに配慮しながら、時間数、人件費をはじめとするコストを勘案して算出していくべきである。 (報告書170ページ)</p>	<p>(看護学校)</p> <p>平成27年度も引き続き、優秀な学生の確保のため、近隣の養成校の授業料とのバランスを踏まえた授業料の考え方を北部看護師確保対策協議会において検討する。</p> <p>-----</p> <p>(農業大学校、林業大学校)</p> <p>同目的で設置され、カリキュラムの内容が同様である全国の大学校と比較検討の上、授業料を設定しており、現状が意欲ある学生を確保する上で適切な水準であると考ええる。</p> <p>今後、社会情勢の変化等による必要が生じた場合に見直しを行う。</p>	<p>改 善 中</p> <p>措 置 し な い</p>
<p>(3) 貸与修学資金の返還猶予者への取扱い</p> <p>看護学校では、今回の監査で平成23年3月卒業生1名について、平成24年4月に本人から府北部以外の病院へ就職した旨の報告を受けており、返還しなければならない事由が生じていたにもかかわらず、貸与修学資金が返還さ</p>	<p>(看護学校)</p> <p>平成25年度、未返還者には貸与金を返還させ、業務従事届の未提出者には同届を提出させた。</p> <p>また、両事案を踏まえ、平成26年度、未返還者や未提出者への確認手続きについて、即時対応を徹底するため、職員の相互チェック機能を整備した。</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>れていない事案があった。また、平成21年3月卒業生1名については、平成23年度の業務従事届の確認ができていなかった。</p> <p>これらの事案についてはその顛末を調査中であるが、修学資金はあくまでも公的資金を貸与されたものであるから、返還免除要件の確認は公正厳格にされなければならない。両事案とも本人の報告あるいは必要書類を提出すべき日からすでに1年以上も経過しており、その対応に甘さがあると言わざるを得ない。</p> <p>確認手続きは疎かにせず、確認できない場合は直ちに確認すべくできる限りの対応をとり、それでもなお、確認できない場合は速やかに返還手続きに入るべきである。</p> <p>(報告書170から171ページまで)</p>		
<p>(4) 貸与修学資金の返還免除要件の適切性</p> <p>林業大学校では返還免除要件として条例施行規則に木材卸売業への就業が規定されている。しかし、木材卸売業の担い手は林業大学校で2年の年月と多大なコストをかけてわざわざ育成しなければならない人材ではなく、様々な施策によって確保しなければならない人材というべきである。その意味で、業種要件の適用に当たっては、林業大学校での授業や実習の内容が実践で直接生かされるかどうか就職先の実態を十分把握したうえで判断すべきであり、幅広く木材卸売業への就業を返還免除対象にするのではなく川上産業に属すると考えられる産地等の素材・原木卸売業に限定した取扱いにする必要がある。</p> <p>(報告書171ページ)</p>	<p>(林業大学校)</p> <p>担い手育成のため、林業の基礎から総合的に教育を行っており、林業の健全な発展を図る上で、林業の主要な生産物である木材製品の加工、流通を担う木材産業が不可欠であることから、木材卸売業も林業の一環として、返還免除対象の業種に含めている。</p> <p>今後、卒業生の就業状況を踏まえ、就職先の実態を十分把握した上で、川上産業に属すると考えられる木材卸売業に限定することが適切かどうかを検討する。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(5) 授業料の減免手続の錯誤</p> <p>福知山高技専では既に修正済みではあるが、授業料の減免手続の錯誤があった。その内容は、入校料5,650円については本来であれば減免の対象にならないにもかかわらず、平成24年度入校生10名分の入校料計56,500円が減免対象として手続され、その錯誤が訂正されることなく調定されたものである。ここで問題なのは、減免対象でない入校料まで減免されたこともさることながら、関係部署による承認、チェックの過程をいくつも経ているにも関わらず、その錯誤が訂正されずに最終的に調定されるに至ったことである。しかも、減免の対象及び対象者が変更となる年であるから、特に重点的にチェックすべき事項であったにもかかわらず、錯誤のまま調定されていた。</p> <p>業務にかかる費用対効果を十分に検討し、特に、重要性の高い事項、制度の変更や間違いやすいと思われる事項については、重点的にチェックできる体制を構築すべきである。</p> <p>(報告書171から172ページまで)</p>	<p>(福知山高等技術専門校)</p> <p>平成26年6月、校長・副校長・担当者の業務を再度点検し、複数職員による相互チェックを行うことを基本に、重点的チェックが必要な重要性の高い事項と内容を明確化するなど、チェック機能を強化した。</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>4 人件費、訓練・教育内容と訓練・教育体制、就業支援と進路の現状と課題</p> <p>(1) 用庁務担当の常勤正職員の見直し 校舎内外の清掃・整理など、民間企業であれば非常勤嘱託（アルバイト）に任せる仕事については、各職員の業務分担を見直すべきである。 費用対効果を考慮すれば、用庁務業務は非常勤嘱託に任せた上で、常勤正職員にはより高度な他の業務に当たってもらわなければならない。 (報告書209ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校、福知山高等技術専門校) 用庁務等の技能労務職員の配置等については、非常勤嘱託化や民間委託など、府全体で見直しを進めているところ。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 京都高技専のシステム設計科の必要性 京都高技専のシステム設計科は、入校者のうち就職に至る割合が低い。これは、訓練内容が社会ニーズに合致していないからではないか。訓練期間や訓練内容の見直しを実施すべきである。 (報告書209ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校) 平成27年度、京都府産業人材育成委員会において、高等技術専門校のあり方の検討とあわせて、訓練科目及び内容について、訓練受講ニーズに応えたものとなるように検証し、見直すこととしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>(3) 京都高技専の在職者訓練の必要性 京都高技専の在職者訓練は、科目にもよるが、民間教育機関が同じ地域で同種のサービスを提供している。民業圧迫であり、京都府が自ら実施する意義が乏しい。民間と競合する部分については廃止する方向で検討すべきであるが、事業継続するのであれば、対象を社会的弱者に限定するなど政策目的をいっそう明確にするべきである。 (報告書209ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校) 平成26年度から、実施する全てのコースを非正規労働者の正規化に向けたセーフティネットとして、非正規労働者優先とし、政策目的を明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 陶工高技専の入校料 陶工高技専も過去には、他の高等技術専門校と同じく「職業訓練及び地域産業を担う人材育成」を実現していたのかもしれないが、現時点においてはそのような役割よりもむしろ陶工の技術・文化を継承する全国的な訓練機関という性格に変化しつつあると考える。しかし、陶工高技専は京都府の税金を投入して運営されていることから、京都府の伝統産業の担い手として府内で活躍する人材を育成しなければならず、府内に就業しない受益者は相応の負担をしてもらうよう検討が必要である。 他府県の専修学校や研究所・研修所では、県内と県外（市内と市外）の入校料に差を設けている施設が散見される。まずは、入校料の金額と入校料の仕組みを見直し、府内に就業する可能性の高い人材を優先的に入校させるような方策を検討する必要がある。 (報告書209から210ページまで)</p>	<p>(陶工高等技術専門校) 他府県出身者の府内就職に積極的に取り組んでおり、府外からの人材供給を排除するのではなく、府内就職に向けた取組の更なる強化策を検討する。</p>	<p>改善中</p>
<p>(5) 農業大学校（農学科）の卒業者の府内就農率は平均53% 農業大学校（農学科）の府内就農率は53%、定着状況は90%である。就職支援のあり方、生徒募集のあり方、卒業者のその後の追跡調査などを見直し、府内就農率を改善するような取り組みが必要である。 (報告書210ページ)</p>	<p>(農業大学校) 平成25年度から、入学試験の面接時に卒業後の就農計画を聴取した。また、在学中には就農支援制度を学生に十分理解させるとともに、府内の農業生産法人等へのインターンシップの回数を増やすなど、府内での就農率向上に努めた結果、就農率が改善した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(6) 看護学校による京都府北部の新規就業者確保と離職防止の取り組み</p> <p>看護学校の卒業生のうち京都府北部に就業したのは平成24年度においては18名であり、北部に新規就業する看護師の18.4%であった。これが毎年累積していくことで、北部の看護師確保に大きな貢献をしてきたと考えられる。</p> <p>他方で、年間200人弱の離職者がいるため、新規に看護師を育成するだけでなく、離職をくい止めるための取り組みについても、看護学校に期待したいところである。</p> <p>看護学校は、卒業生のうち京都府北部への就業者数を増やすためにできること、看護学校として離職者削減のためにできること、を再検討願いたい。 (報告書210ページ)</p>	<p>(看護学校)</p> <p>これまで、京都府の医療政策の一環として府北部の看護師の新規就業者確保や離職防止に取り組んできた。</p> <p>こうした中、平成27年度、北部看護師確保対策協議会を設置し、これまでの取組の強化とともに、看護学校が担うべき役割について、検討する。</p>	<p>改善中</p>
<p>5 備品管理、施設管理の状況</p> <p>(1) 備品の実地検査の手続の統一</p> <p>実地検査の目的は、「備品等登録表」に記載された物品の存否を含めた管理状況を網羅的に把握し、その状況によっては、捜索、修繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることにある。この観点で各校の実地検査を眺めると必ずしもその目的を達成しているとは言い難い。看護学校では「備品等登録表」との突合せは実施されておらず、その管理状況も全校で把握されていない。福知山高技専、農業大学校では全ての備品についての確認がなされていない。</p> <p>実地検査を実効性あるものにするためには、まず、実地検査の手続きを統一して定めるべきである。そして、少なくとも人材育成機関にあるすべての備品を対象に一齐に実施して、その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。 (報告書227ページ)</p>	<p>(看護学校)</p> <p>平成26年度、備品管理表と現物の突合や老朽化した備品の廃棄処分を行い、的確に管理状況を把握できるよう取り組んだ。</p> <p>手続きの統一化について、制度所管部局及び関係部局とともに検討する。</p> <p>(京都高等技術専門校、陶工高等技術専門校、福知山高等技術専門校、京都障害者高等技術専門校、城陽障害者高等技術専門校)</p> <p>京都校・陶工校・京都障害者校・城陽障害者校においては、従前より年1回の一齐総点検を実施しているが、福知山校においても、平成26年11月に備品台帳を整理し、備品の総点検を定期的実施することとし、全校で適切な管理体制を構築した。</p> <p>手続きの統一化について、制度所管部局及び関係部局とともに検討する。</p> <p>(農業大学校、林業大学校)</p> <p>平成25年度から、毎年、備品等登録表と備品の突合を実施し、管理状況を把握している。</p> <p>手続きの統一化について、制度所管部局及び関係部局とともに検討する。</p>	<p>改善中</p>
<p>(2) 備品の亡失</p> <p>京都高技専では平成24年度にパソコン1台(135千円)の亡失があった。そもそもあってはならないことではあるが、警察への盗難届も受理されており一応の実施すべき処置は取られたものと認められる。ただ、亡失の発覚時期が夏休み期間中であったこともあり、その対応に遅れがあったことは否めない。今後は授業のたびに現物確認を行い、授業終了後は鍵付きのキャビネットへ収納するなど現在の対応を継続的に実施することが望まれる。特に、簡単に持ち出し可能な物品については注意が必要であり、再発防止策を十分に検討し対処する必要がある。 (報告書227ページ)</p>	<p>(京都高等技術専門校)</p> <p>平成24年12月、各訓練科のノート型パソコンについて、簡単に持ち出しができないよう、セキュリティワイヤーを設置し、他科への貸し出しについても、貸出簿を整備するなど、備品の管理とあわせて亡失の再発防止策を講じた。</p>	<p>措置済み</p>

<p>契約理由における相手方特定理由については、問題はない。</p> <p>ただ、この契約についても上記①と同様に、この契約額のうち、3,165千円（約72%）は機械リース代である。契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。</p> <p>別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。</p> <p>契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。 （報告書255ページ）</p>	<p>り、管理面の非効率性が大きいと、引き続き、一体的に契約することとする。</p> <p>平成26年度から、本契約においては、機械リース代分を可能な限り圧縮するため、府が直接リースした場合の経費について、事前にリース会社から参考見積を徴取し、委託料を設定する手法に改め、別契約にすることなく、経費の節減を実現した。</p>	
<p>7 その他</p> <p>(1) 農業大学の農産物管理 敷地内にある農産物直売所において在庫管理が十分に行われていない。農産物の受払記録を作成し、棚卸差異については原因を追究するとともに、過不足については再発防止策を検討する体制が必要である。 （報告書264ページ）</p>	<p>(農業大学校) 平成26年度から、出荷簿を設けて毎朝、販売品目、数量、単価を記載、確認して販売するとともに、閉所時に売れ残り（在庫）を確認し、あわせて畜産センターの入金状況と突合チェックする機能を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 農業大学の未利用の預金口座 使用する可能性のない預金口座を放置することは、不正等に利用されるリスクがあるため、早急に解約すべきであった。なお、前述の預金口座については監査人の指摘直後に解約されている。 （報告書264ページ）</p>	<p>(農業大学校) 指摘を受けて速やかに預金口座1件を解約するとともに、預金口座の使用状況を定期的に点検するよう、再発防止策を講じた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 京都高等技術専門校建物の有効活用 学生定員が300人から175人と2/3以下に減少し、施設の有効活用として、京都府職業能力開発協会並びに京都府の職業訓練校に施設を貸与しているものの、積極的に検討すれば必ず余裕スペースが生ずるものと考えられる。京都府建物の有効活用の観点から余裕スペースや未利用時間を作り出し、例えば中小企業人材育成支援のための施設や設備の開放等の方策を検討すべきである。 （報告書264ページ）</p>	<p>(京都高等技術専門校) 国庫補助金により整備した建物であることから、使用に当たっては制限があるが、平成27年度、京都府産業人材育成委員会において、高等技術専門校のあり方検討と併せて、その制限の範囲内での施設・設備の有効活用についても検討する。</p>	<p>改善中</p>
<p>(4) 京都高等技術専門校の預り金の管理 振込専用口座から預り金の払い出しが可能な普通預金口座への振替の遅れを原因として、他の訓練科の預り金により支払い処理されたことは、訓練生からの預り金が振込専用口座に入金済みであるかどうかということの問題ではない。</p> <p>他科の預り金を支払いに充てられる仕組み自体に問題があると思われる。早急にこのような不適切な処理が再発しないよう改善を図る必要がある。 （報告書265ページ）</p>	<p>(京都高等技術専門校) 平成26年4月、預り金の管理責任者等の責任の明確化、管理方法や点検等の取扱を定めた『「訓練生預かり金」取扱要領』を策定し、他科の支払いに充てることがないよう仕組みを整備した。</p>	<p>措置済み</p>

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

情報システムに係る財務事務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

<各システムの所管課>

- 行政事務支援システム、統合財務システム、総務事務システム、新人事給与システム：情報政策課
- 人事システム：人事課 ○教職員人事システム：教職員課 ○税務支援システム：税務課
- 衛星通信系防災情報システム：防災・原子力安全課 ※会計課は統合財務システムの業務を一部所管

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>4 情報システムの運用管理</p> <p>(2) 契約書の記載項目の見直し システム改修委託契約書や軽微なシステム改修を含む保守管理契約が存在する。これらについては、修正したプログラムの権利が誰に帰属するかについて、契約書に明記しておくべきである（8システム共通）。なぜなら、契約書に明記していないその権利が誰に帰属するか判然とせず、万が一、契約先の企業が倒産した場合などに、その権利の帰属が問題になることがあるからである。 (報告書124ページ、公報67ページ)</p>	<p>(税務課) 平成26年度から、修正したプログラムが本府に帰属することを契約書に明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 情報システムのセキュリティ管理</p> <p>(2) 情報セキュリティ訓練の実施 情報システム管理者が訓練を行っていない（8システム及び全システム共通）。そもそも「不測の事態」が明確になっていないため、まずは「不測の事態」（大規模災害発生、ウイルス感染、不正アクセス等）を定義し、これに沿った訓練を行う必要がある。 (報告書133から134ページまで、公報71ページ)</p>	<p>(防災・原子力安全課) 平成26年11月、大規模災害発生やウイルス感染、不正アクセス等の不測の事態に備えて、バックアップシステムへの切り換え手順確認の訓練を実施した。 (教職員課) 平成27年2月、不正アクセスやウイルス感染等の不測の事態に備えて、不正ログイン防止やサーバ復旧後のデータ復元の訓練を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定 パスワードポリシーを遵守するためのシステム上の制約がない（新人事給与、人事、税務支援、統合財務、衛星通信系防災情報）。 パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理（シ</p>	<p>(防災・原子力安全課) 平成27年3月、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようにシステム変更を実施した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ングルサインオン) とすることを検討すべきである。 (報告書147ページ、公報77から78ページまで)</p>		
<p>(10) USB等の未承認使用の防止 USB未使用時の接続口封印や接続ログの事後確認などにより、未承認使用防止の対策を講じる必要がある(8システム共通)。 (報告書150ページ、公報79ページ)</p>	<p>(税務課) 未使用の接続口について、平成26年7月に封印措置を施し、未承認の機器・媒体が接続されないよう対策を講じた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 災害対策・業務継続計画 (4) バックアップデータの庁舎外保管 バックアップデータが庁舎外保管されていない(新人事給与、人事、教職員人事電算、行政事務支援)。業務継続計画基本指針に定めているとおり、バックアップデータは庁舎外にも保管し、庁舎に大きな被害が発生した場合でもシステム復旧・データ復旧をできるようにする必要がある。 (報告書171ページ、公報89ページ)</p>	<p>(教職員課) 平成27年4月から、バックアップデータを庁舎外で保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 定期的なリストアテストの実施 リストアテストは、開発当初に実施したのみで、それ以降は実施していないシステムがある(人事、教職員人事電算、税務支援、衛星通信系防災情報)。 また、衛星通信系防災情報システムはプログラム変更の都度、リストアテストを実施しているのみである。少なくとも、復旧を優先すべきシステム及びデータについては定期的にリストアテストを行い、いつ大規模災害が発生しても適時に復旧できるよう備える必要がある。 (報告書171ページ、公報89～90ページ)</p>	<p>(防災・原子力安全課) 衛星通信系防災情報システムについては、各種の防災情報を常に受信・発信する必要性から、24時間運用を行っており、定期的なリストアテスト(データ復旧テスト)の実施ができないため、代替方策として、平成26年11月、データ復旧の机上訓練を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 外部委託事業者の管理 (2) 委託契約書への京都府監査受入の明記 京都府による監査を受け入れることを明記していない(8システム共通)。 京都府が要求する管理水準を外部委託業者に確保させるために、状況に応じて、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うことを契約書に明記する必要がある。 (報告書179ページ、公報95ページ)</p>	<p>(教職員課) 平成26年度から、外部委託事業者に対して監査を行うことについて、保守管理委託契約に記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 委託事業者に対する京都府監査の実施 そもそも契約書に明記されていないためではあるが、外部委託事業者に対する監査が実施されておらず、定期的には実施する必要がある(8システム共通)。特に府庁に常駐していない外部委託事業者に対しては、優先的に監査を行い、外部委託事業者の管理状況を確認する必要がある。 (報告書182から183ページまで、公報96ページ)</p>	<p>(人事課) 平成26年4月、外部委託事業者に対する監査を実施した。 (教職員課) 平成26年度、外部委託事業者の執行体制やデータ保管方法、セキュリティ対策等について、外部委託事業者に対する監査を実施した。</p>	<p>措置済み</p>

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>7 公有財産の状況について</p> <p>(13)賃貸料 レストラン、コンビニ等の賃貸借契約については、プロポーザル方式で先方が提案した賃料で契約しているため、賃料が適正か否かが分かりにくい。貸付面積1平方メートル当たりの月額最低賃料に大きな差が生じている。今後、外部業者との透明性の高い契約を締結するには、原則的な最低賃料の決定方法、例外を設ける場合のその要件等を明確にする必要がある。 (報告書253ページ、公報161ページ)</p>	<p>(医大 経理課・病院管理課) 平成27年3月、京都府公立大学法人固定資産貸付要領を制定し、最低賃料の決定方法及び減免要件を明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>10 附属病院について</p> <p>(2) 医薬品、診療材料の管理状況 以下の点において改善を実施し、在庫システムの更なる進展による管理の向上と、在庫に関するあらゆるコスト削減努力を実施して、更なる材料費比率の低下に努める必要があると考える。</p> <p>① たな卸廃棄損の改善について 外部委託導入により在庫管理の適正化が進められる中、使用部門ごとに破損、期限切れ、所在不明といったロス情報を系統的に把握し、状況を定期的に観察してロスの改善を促すといった廃棄率ゼロに向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>② 後発医薬品の積極的使用への取組について 経営トップが経営方針として後発医薬品使用推進を明確に位置づけ、後発医薬品を積極的に使用している医療機関を模範としてこれに早期に取組むことが必要と考える。(厚生労働省医政局経済課の委託事業として平成23年3月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング行った調査研究「ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査報告書」なども参考となる。)</p> <p>③ 院外処方せん発行率100%への取組について 経営効率を考えれば、外来患者の100%を院外処方にできれば、外来調剤に関する人件費、在庫管理コスト、そして外来調剤室全体のスペースが不要となり、その改善は大きなものとなる。経営方針として院外処方箋発行率100%を示し、各診療科の徹底した取組を図るべきである。 (報告書291から292ページまで、公報179ページ)</p>	<p>(医大 経理課・薬剤部)</p> <p>① たな卸廃棄損の改善については、平成26年度から、使用期限切迫品について、使用頻度の高い部署への移動等を行うこととした。</p> <p>② 後発医薬品の積極的使用については、平成25年度に後発医薬品採用基準を制定し、平成26年度には薬事委員会の開催回数を6回から10回に増やして採用審議の迅速化に取り組み、採用品目数を増加させた。</p> <p>③ 院外処方せんの取組については、院外処方を基本とし、調剤薬局での取り扱い不可医薬品等を考慮して、平成26年4月策定の第2期附属病院中期経営改善計画において95%の目標を設定した。</p>	<p>措置済み</p>

平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

使用料収入・手数料収入に関する事務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>5 道路一時使用許可手数料関係</p> <p>他府県では、4号許可（祭礼行事、ロケ等）と、それ以外の許可（工事など）の手数料を分けていないところが多く、いずれも2,000円を超える手数料設定のところが多い、このことも参考に考え併せると、4号許可のみを取り立てて低額に設定する合理性は見出せない。また、手数料収入全体が7,955万円余りの規模で、許可条件履行の調査の外部委託に1,049万円の経費をかけていることを考えると、手数料の設定自体を上げて良いのではないか。手数料設定について長期間にわたり、見直しや検討自体をしていないことは問題である。 （報告書57から58ページまで、公報172から173ページまで）</p>	<p>（警察本部） 他府県状況の調査結果を踏まえた見直し検討の結果、京都府警察手数料徴収条例施行規則を改正し、平成27年4月から、4号許可手数料についても2,000円を徴収することとした。</p>	<p>措置済み</p>

平成12年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

（社）京都府森と緑の公社の現状と課題

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 必要造林面積の理論的根拠が希薄</p> <p>今後の造林の予定面積によっては財政上に与える影響は多大である。 （以下は別項において、求められることとして記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府における必要かつ適正造林面積の明確化 ・ 分収造林契約によらねばできない造林面積の明確化 ・ 造林・森林保全に要する適正林業就労者数の明確化 ・ 将来の木材需要に対応する必要造林面積の明確化 <p>（報告20ページ、公報150ページ）</p>	<p>（（社）京都府森と緑の公社） 府民負担を増やさないために、平成27年3月31日をもって、一般社団法人京都府森と緑の公社は解散した。 その際、公益的機能の維持増進の観点から、京都府が管理することが最も適切と判断される事業地を精査し、公社277事業地のうち250事業地を京都府へ承継した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 借入金の償還財源の検討</p> <p>借入金の償還財源は、将来の植林の伐採による収入である。その収入は、木材需要あるいは木材価格によって大きく左右されるが、現在の状況が継続するならば、伐採収入を財源とした借入金の返済は困難と考えざるを得ない。 （報告書24から25ページまで、公報154から155ページまで）</p>	<p>（（社）京都府森と緑の公社） 平成26年度、民事再生手続により、一般社団法人京都府森と緑の公社の債務整理及び事業譲渡が完了した。 公社借入金については、京都府が損失補償を行い、第三セクター等改革推進債を活用して債務整理を行った。</p>	<p>措置済み</p>